

発議案第3号

焼津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年3月19日提出

焼津市議会議長 石田江利子 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮慎一	焼津市議会議員	河合一也
同	鈴木まゆみ	同	石田江利子
同	井出哲哉	同	村松幸昌
同	藤岡雅哉	同	川島要
同	村田正春	同	杉田源太郎
同	原崎洋一	同	岡田光正
同	吉田昇一	同	秋山博子
同	奥川清孝	同	池谷和正
同	石原孝之	同	鈴木浩己
同	内田修司	同	深田ゆり子
同	増井好典		

焼津市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

焼津市議会会議規則（昭和42年焼津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第161条を第162条とする。

第8章を第9章とする。

第160条を第161条とする。

第7章を第8章とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第160条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第160条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため	全議員	議長
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会	委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため	委員	委員長

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

焼津市議会議事規則の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

旧	新
<p>焼津市議会議事規則</p> <p>昭和42年3月31日議事規則第1号</p> <p>第1条 ～ 略 第159条</p> <p>第7章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p>第160条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第8章 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第161条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議のあるときは、会議にはかつて決定する。</p> <p>以下本則略 附則略</p>	<p>焼津市議会議事規則</p> <p>昭和42年3月31日議事規則第1号</p> <p>第1条 ～ 略 第159条</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場)</p> <p>第160条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。</p> <p>3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び召集権者を明らかにしなければならない。</p> <p>4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>第8章 議員の派遣 (議員の派遣)</p> <p>第161条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</p> <p>第9章 補則 (会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第162条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議のあるときは、会議にはかつて決定する。</p> <p>以下本則略 附則略</p>

別表（第160条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営及び市政に関する協議、調整等を行うため	全議員	議長
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の協議会	委員会所管事項に関する協議、調整等を行うため	委員	委員長